

貴自治体名 幸田町懇談日時 10月24日(金) 午前・午後 2時00分～3時00分懇談会場 幸田町役場 4階 ホール ※会場が確定している場合はご記入ください。

2014年自治体キャラバン請願・陳情項目についてのアンケート

【1】1. 税の滞納について 担当課(税務課)電話(0564-63-5113)FAX(0564-63-5139)

- ①滞納整理マニュアルはありますか (○)ある ()ない
- ②滞納者の件数(2,624)件
- ③滞納者のうち地方税法第15条(納税緩和措置)の適用について(2013年度)
- 1)徴収の猶予について 申請件数(0)件 許可件数(0)件
- 2)換価の猶予の適用件数(0)件
- 3)滞納処分の停止の適用件数(1,241)件
- ④地方税滞納整理機構に引き継いだ件数(2014年4月1日現在)(——)件
- ⑤地方税滞納整理機構に引き継ぎをする基準

機構に参加していませんので、該当ありません。

- ⑥少額でも滞りなく分納している納税者も地方税滞納整理機構に引き継ぐか
(——)引き継ぐ (——)引き継がない

【2】1. 生活保護 担当課(福祉課)電話(0564-63-5112)FAX(0564-56-6218)

- ①生活保護の申請件数とその保護件数について
2013年度相談件数(31)件、申請件数(18)件、そのうち保護開始件数(18)件
- ②2014年4月1日時点の受給世帯数と人数 (55)世帯 (80)人
- ③生活保護基準引き下げに伴い連動する制度について、該当するものに○印をし、人数をご記入ください

	制 度	人 数
	介護保険料	人
	高額介護サービス費利用負担上限額	人
	自立支援医療の負担上限	人
	障害福祉サービスの負担上限	人
	医療保険の自己負担限度額	人
	保育料	人
	特定疾患治療研究事業の自己負担限度額	人
	児童入所施設措置の徴収金	人
	小児慢性特定疾患治療研究事業の自己負担限度額	人
	地方税の費課税基準	
	国民健康保険の保険料(税)	
	国民健康保険の一部負担金の減免基準	
	生活福祉資金の貸付対象基準	
	基準最低賃金	
	その他(下欄に具体的にご記入ください)	

※以下は市のみお答えください

- ④生活保護担当職員(ケースワーカー)及び1職員(ケースワーカー)当たりの担当受給者について

	生活保護担当職員について			1職員当たりの担当受給者数	
	正規職員数	生保担当の平均在任年数	非正規職員数	世帯数	人数
2013年4月1日現在	人	年 カ月	人	世帯	人
2014年4月1日現在	人	年 カ月	人	世帯	人

- ⑤生活保護窓口等への警察官OBの配置について
 警察官OBの配置ありますか ()ある ()ない
 「ある」場合 配置している人数()人 ※今年度の人数をご記入ください
 配置を開始した年月()年()月
 その職員が担当している業務()
 「ない」場合 今後の計画は()ない ()ある ()検討中
 計画が「ある」場合の配置予定時期と人数()年()月()人
- ⑥生活困窮者自立支援のための事業について
 1)実施しているものに○印をつけてください。
 ()自立相談支援事業 ()住宅確保給付金の支給 ()就労準備支援事業
 ()一時生活支援事業 ()家計相談支援事業 ()学習支援事業
 ()その他(記述:)
 2)運営形態について ()直営 ()委託 → 委託先()
 3)就労訓練事業(中間的就労)の実施箇所数 ()カ所

2. 介護保険及び高齢者福祉施策 担当課(福祉課)電話(0564-63-5117)FAX(0564-56-6218)

- ①保険料の市町村独自の低所得者への減免措置がありますか。
 ()ない (○)ある→実施年月(2003年4月)2013年度実績(85)件(737,520)円
- ②利用料の市町村独自の低所得者への減免措置がありますか。
 ()ない (○)ある→実施年月(2002年4月)2013年度実績(140)件(420,932)円
- ③特別養護老人ホームの待機者は、何人ですか。 (87)人(2014年4月現在)
- ④介護給付費準備基金について
 2012年度末の残高(135,126)千円
 2013年度末の残高(132,403)千円 ※決算前の場合見込み額を記入
- ⑤地域包括支援センター設置数(1)箇所 直営(0)箇所、委託(1)箇所
 職員配置人数(5)人 正職員(4)人、非正規職員(1)人
- ⑥住宅改修の受領委任払い制度を実施していますか。
 (○)実施している → 実施年月日(2007年4月1日) 2013年度実績(58)件
 ()検討中である ()実施の予定がない
- ⑦福祉用具の受領委任払い制度を実施していますか。
 (○)実施している → 実施年月日(2007年4月1日) 2013年度実績(79)件
 ()検討中である ()実施の予定がない
- ⑧高額介護サービス費の受領委任払い制度を実施していますか。
 ()実施している → 実施年月日()年()月()日 2013年度実績()件
 ()検討中である (○)実施の予定がない
- ⑨配食サービスについて、該当項目に○印を付し、必要事項をご記入ください。

配食方式	実施の有無	(○)実施している ()していない ()検討中である
	実施回数(週○回昼・夕など記入)	週5日 夕
	1日平均利用者数(2013年度)	総延べ食事数(13,020)食÷年間配食日数(238)日 =1日当たり平均(55)食
	1食あたりの助成額	300円
	1食あたりの利用者負担額	250円
会食方式	実施の有無	()実施している (○)していない ()検討中である
	実施回数(週○回昼・夕など記入)	
	月平均利用者数(2013年度)	
	1食あたりの助成額	
	1食あたりの利用者負担額	

- ⑩独居・高齢者世帯へのゴミ出し援助について、該当項目に○印を付し、必要事項をご記入ください。

実施の有無	(○)実施している ()していない ()検討中である
対象事業の名称	軽度生活支援事業
対象者の要件	概ね65歳以上の高齢者のみの世帯
1カ月平均利用者実数(2013年度)	0

⑪住宅改修の独自の助成制度について、該当項目に○印を付し、必要事項をご記入ください。

助成制度の有無	(○)助成制度がある ()助成制度はない ()検討中である		
制度内容	()介護保険に上乗せして実施している		
	上乗せの助成額		
	利用者実数(2013年度)		
	(○)介護保険利用者以外の助成制度がある		
	対象者と、その要件	体幹機能障害及び運動機能障害3級以上 視覚障害2級以上	
助成額	20万円	利用者実数(2013年度)	0

⑫ひとり暮らし、高齢ふたり世帯などへの安否確認、見守り、買い物などの生活支援の施策を実施していますか。ある場合は、支援内容をご記入ください。

見守りを兼ねた配食サービス
 老人クラブの友愛訪問(声掛け、安否確認)
 在宅介護支援センターによる訪問 相談
 民生委員の訪問

⑬高齢者や障がい者への、外出支援のための施策について、該当項目に○印を付し、必要事項をご記入ください。

地域巡回バス	実施の有無	(○)実施している ()していない ()検討中である
	地域巡回バスの名称	えこたんバス
	利用料	高齢者(歳以上)(0)円、障がい者(0)円 一般(0)円、子ども(歳～ 歳)(0)円
	その他特記事項	4路線 4台
	2013年度の運行実績	利用者 54,185人/年
タクシー代助成	実施の有無	(○)実施している ()していない ()検討中である
	各対象者の要件及び助成内容	
	高齢者	なし
	障がい者	身障3級以上 療育B判定以上 精神2級以上
	要介護認定者	なし
2013年度の助成実績		

⑭宅老所・街角サロンなどの高齢者のたまり場事業に助成金を出していますか。(社会福祉協議会の助成は含めないでください)

実施の有無	()実施している (○)していない ()検討中である
実施事業の名称	
助成対象	
助成金について	金額()円 → ()年額 ()月額 ()1回のみ
助成箇所数	

⑮介護認定者の障がい者控除の認定について

1)認定書の発行枚数(2013年度実績)は (589)枚

2)認定書は(○)毎年発行している
 ()1回発行すれば翌年以降も使える

3)介護認定者に障がい者控除の申請書または認定書を自動的に送付していますか。
 ()申請書を送付している → 2013年度()件
 (○)認定書を送付している → 2013年度(589)件
 ()自動的に送付していない。

4)認定書の発行の条件
 ()介護認定者のうち、要支援2以上は基本的に発行している
 ()介護認定者のうち、要介護1以上は基本的に発行している
 (○)医師の証明書(意見書)の提出の上、判断している
 ()介護認定時の認定調査票または主治医の意見書で判断している
 ()次のような方法で判断している()

⑯介護保険サービス利用人数について (557)人(26年3月 現在)

⑰介護保険支給限度基準額超過者の人数について (16)人(26年3月 現在)

- ⑱施設入所前健康診断費用の助成について ()助成している (○)助成していない
 ⑲紙おむつ、衛生用品の費用助成について (○)助成している ()助成していない
 ⑳介護保険における通院時の院内介助について (○)認めている ()認めていない
 ㉑入院時の介護保険のヘルパー派遣について ()認めている (○)認めていない
 ㉒新しい総合事業について

1)「多様な主体による多様なサービス」について想定されるものをご記入ください

- ・老人福祉センターを利用したデイサービス
- ・シルバー人材センターの生活支援サービス
- ・ボランティアによる配食・見守りサービス
- ・公民館等を利用した介護予防教室
- ・公民館等を利用した居場所(サロン)

2)実施する場合の市町村(広域連合)の体制についてご記入ください(担当課、担当職員数、想定される委託先・連携先等)

福祉課 1. 5名
 地域包括支援センター
 シルバー人材センター

3. 高齢者医療など 担当課(保険医療課)電話(0564-62-1111)FAX(0564-63-5334)

①後期高齢者福祉医療費給付(福祉給付金)制度について、愛知県が補助基準から外した「ひとり暮らしの非課税者」を引き続き対象にしていますか。

(○)対象にしている ()縮小して対象にしている ()県基準どおりにした

②上記①以外に愛知県の補助基準を上回る内容を実施している場合はその内容をご記入ください。

精神障害者保健福祉手帳3級及び戦傷病者手帳所持者の方

③2014年8月1日現在の対象者

後期高齢者医療被保険者 (3,447)人
 後期高齢者福祉医療費給付(福祉給付金)制度対象者 (518)人
 内〔ひとり暮らし非課税者(19)人
 〔その他の県基準を上回る市町村独自対象者(10)人

④後期高齢者医療について

保険料滞納者数(8)人 短期保険証発行人数(4)人
 差し押さえ(2013年度)件数(0)件、金額(0)円

4. 子育て支援策 担当課(保険医療課、学校教育課、こども課)

※2014年9月1日現在をご記入ください。

①子どもの医療費助成制度を、愛知県の基準を上回る内容を実施している場合はその内容をご記入ください。(対象年齢、対象者、入院・入院外の区分、現物給付・償還払の区分、所得制限など)

就学後の小学校1年～中学校3年を対象に、通院に係る医療費の自己負担分を現物給付にて対応しています(※県外受診については、弁償払いで対応)。所得制限はありません。

②就学援助

1)保護者への広報はどのようにしていますか。

(○)入学説明会 ()入学式 (○)始業式 (○)ホームページ ()市広報
 ()その他()

2)就学援助の認定対象基準をご記入ください。

生活保護基準額の(概ね1.5)倍

3)生活保護基準引き下げに対して、どのような対応をされましたか。

- () 就学援助認定基準を引き上げた → 【2013年度 倍 → 2014年度 倍】
- () 何もしていない
- (○) その他(下欄にご記入ください)

生活保護基準を参考に、本町としての制度運用を行い、結果として、認定に影響はなかった。

4) 就学援助の対象となる認定基準額または所得基準額(年額)をご記入ください。

- ・2人家族(母30歳代、子ども小学生の場合) … (約 184 万) 円
- ・4人家族(父母は30歳代、子ども小学生と4歳児の場合) … (約 292 万) 円

5) 申請書の受付先 () 市町村窓口 () 学校 (○) 市町村窓口と学校のどちらも可

6) 民生委員の証明は必要ですか (○) 必要である () 必要ない

7) 就学援助受給者数・予算額をご記入ください。

	2013年度	2014年度
受給者数	248 人	249 人
受給割合	6.6%	6.3%
支給額	18,276,466 円	18,343,912 円

※受給割合は、小数点第1位までご記入ください。
 ※2014年度の支給額は見込み額をご記入ください。

8) 就学援助家庭の給食費の支払い方法 () 現物支給 (○) 償還払い () その他

9) 就学援助の項目について

- (○) 学用品費 (○) 体育実技用具費 (○) 入学準備金 (○) 通学用品費 (○) 通学費
- (○) 修学旅行費 () クラブ活動費 () 生徒会費 () PTA会費 (○) 給食費
- (○) 校外活動費(宿泊を伴わないもの) (○) 校外活動費(宿泊を伴うもの) (○) 医療費
- (○) 日本スポーツ振興センター掛け金 () めがね・コンタクトレンズ () 卒業記念品
- () その他()

③ 学校給食について(2014年度)

1) 給食費未納の児童・生徒も含め、全員が学校給食を食べられていますか。

- (○) 食べられている () 未納者には給食支給を停止している () その他
- 給食費未納の児童・生徒への学校、自治体の対応(例:就学援助をすすめるなど)

就学援助を進める

2) 給食費への自治体独自の補助などの施策(例:半額補助、第2子以降無料など)

3) 給食の実施状況

	全校数	自校方式実施数		センター方式実施数		1食当たりの給食費
		直営	委託	直営	委託	
小学校	6 校	校	校	校	6 校	240 円
中学校	3 校	校	校	校	3 校	270 円

④ 児童虐待の現状と対応並びに早期発見、未然防止対策について(2013年度)

1) 件数(44)件 対応職員(所管課 2)人、うち専門職(1)人

2) 専門職の職種について () 児童福祉司 () 社会福祉士 () 臨床心理士 (○) 保健師 () 保育士 () その他()

3) 現状に対する課題

現状、こども課に保健師が配属されているため、児童虐待業務にあたっているが、他の業務との兼務及び継続的な見守り案件の増加等により、多忙を極めている。
 また、保健師の永続的な配置が保障されているものではない。

4) 未然防止、早期発見・対応、啓発活動等に関する実施施策について

要保護児童対策実務者会議(中核機関:こども課、連携機関:児童相談所、保健所、福祉課、学校教育課、健康課、子育て支援センター、保育園)の月1回定例開催により、情報の共有、個別案件の対応策の検討等を行い、事故の未然防止、効果的な対策の実施に努めている。

⑤保育について

1) 児童福祉法第24条1項の自治体義務を果たすために施策を具体的にご記入ください。

幸田町には民営の認可保育所はなく、保育に欠ける児童については8つの町立保育所にて受け入れており、現状、基準日において待機児童は発生させていない。
 国による「子ども・子育て支援新制度」の導入により、家庭的保育事業等保育所以外で児童を受け入れることになる場合には、条例で定めた基準により適切な保護に努めていく。

2) 条例制定において、国からの基準条例案以上に定めたところをご記入ください。

保育所型事業所内保育事業所における乳児室又はほふく室の面積を、乳幼児1人につき、国基準1.65㎡以上を、町基準3.3㎡以上と上乘せ設定した。

5. 国民健康保険

担当課(保険医療課) 電話(0564-64-0161)FAX(0564-63-5334)

①国保保険料(税)(医療給付費分と後期高齢者支援金分の合計)について

	区分	定義	2012年度	2013年度	2014年度
保険料・税率	所得割	旧但し書き額	× (6.6) %	× (6.6) %	× (6.6) %
	資産割	固定資産税額	× (16) %	× (16) %	× (16) %
	均等割	加入者1人につき	30,400円	30,400円	30,400円
	平等割	1世帯につき	25,400円	25,400円	25,400円
1人当たり調定額(平均保険料)			90,487円	91,915円	93,455円
一般会計からの1人当たり法定外繰入額			12,601円	12,391円	13,069円

※2014年度の「一般会計からの1人当たり法定外繰入額」は、予算額をご記入ください。

②モデルケースの保険料について

下記のモデルケースでの国民健康保険料(2014年度・年額)をお書きください。なお、世帯員で後期高齢者医療制度に移行されたケースでの軽減措置はないものとして計算してください。なお市民税方式の場合は人的控除は扶養控除と配偶者控除のみとし、①②とも妻の所得は0円とします。さらに資産割が有る場合は固定資産税5万円で計算してください。政令軽減がかかった後の金額でおねがいします。

世帯所得		100万円	200万円	300万円
①現役40歳代夫婦と未成年の子ども2人の4人世帯	医療分	99,600円	185,600円	259,700円
	介護分	22,100円	41,800円	59,200円
	後期高齢者支援分	26,100円	50,100円	71,500円
②65歳以上74歳以下で年金生活高齢者夫婦のみ2人世帯	医療分	95,900円	160,100円	201,100円
	後期高齢者支援分	25,200円	44,300円	60,300円
③65歳以上74歳以下で年金生活者・独居世帯	医療分	85,300円	135,300円	185,300円
	後期高齢者支援分	22,700円	38,700円	54,700円

③保険料(税)の市町村独自の軽減・減免制度

1) 市町村独自の低所得者減免を実施している場合は、その要件をご記入ください。

町民税が非課税の世帯(7割、5割、2割軽減を受けた世帯を除く。)

2) 保険料(税)の収入減を理由にした減免を実施している場合は、その要件をご記入ください。

前年の総所得金額が300万円以下で、生計の中心となっていた被保険者が失業したことなどにより、当年の総所得金額の見込額が2分の1以下に減少すると認められる世帯

④資格証明書 ※2014年8月1日現在でご記入ください。

1) 資格証明書は交付していますか。(○)交付していない () 交付している→()世帯

2) 資格証明書を交付している場合、交付に当たっては、面接を実施していますか。
 () 必ず面談している () 面談がなくても交付する場合がある () その他

3) 資格証明書交付世帯のうち、高校生世代以下の子どもがいる世帯数・子ども数
 世帯数()世帯 内、乳幼児()人、小学生()人、中学生()人、高校生世代()人
 上記のうち、6カ月以上の短期保険証を交付していない資格証明書未解消世帯数・子ども数
 世帯数()世帯 内、乳幼児()人、小学生()人、中学生()人、高校生世代()人

4) 資格証明書の交付除外で配慮している点がありますか。

- 国の基準どおり実施している
 独自に配慮し、次の場合は交付対象から除外している
 高校生世代以下の子どもがいる世帯
 障がい者・母子家庭等医療費助成制度の対象世帯
 病弱者のいる世帯
 次の場合は、交付対象から除外している。

5) 資格証明書発行世帯で緊急時の短期保険証への切り替えについての基準をご記入ください。

⑤ 短期保険証 ※2014年8月1日現在でご記入ください。

1) 有効期間別(交付時から有効期限が切れるまで)の交付数

※資格証明書交付世帯の高校生世代以下の短期保険証は除く

- ・1カ月以内()人 ・2カ月()人 ・3カ月(343)人 ・4カ月()人
・5カ月()人 ・6カ月(12)人 ・1年()人 ・その他()

2) 短期保険証発行の基準をご記入ください。

幸田町国民健康保険短期被保険者証交付要綱による。

3) 短期保険証について、有効期限以外に特別な表示をしていますか。

- 通常の保険証と同じ
 通常の保険証と区分している →表記している文字・マークなど()

⑥ 保険料(税)滞納者への差押えについて(2013年度)

- 1) 差し押さえの基準(法令等による。)
2) 分納者への対応(分納が履行されている者には行わない。)
3) 予告通知書の発行(未集計)件
4) 差押え件数 不動産(9)件 預貯金(31)件 生命保険(0)件(内学資保険(0)件)
その他(9)件
5) 競売などによる現金化 (0)件 (0)円

⑦ 国保加入者だが、保険証・短期保険証・資格証明書が届いていない人数をご記入ください。

※2014年8月1日現在でご記入ください。

- 1) 交付した保険証・短期保険証の留め置き人数 (114)人
2) 保険証・短期保険証・資格証明書のいずれも交付していない未交付人数 (0)人
3) その他

⑧ 国民健康保険法第44条の一部負担減免制度について

- 1) 一部負担減免制度を実施していますか。
 実施している () 検討中である () 実施の予定がない
2) ある場合、生活保護基準を目安にした減免基準を設けていますか。
 設けている () 検討中である () 設けていない
3) 2013年度の減免件数 (0)件 減免金額 (0)円

⑨ 高額療養費について

- () 自動払いしている () 申請書を送付している () 通知ハガキのみ送付している

⑩ 国保運営協議会について

- 1) 運営協議会の公開 () 公開していない () 公開している
2) 運営協議会委員の公募枠 () ない () ある → ()人

6. 障害者施策

担当課(福祉課)電話(0564-63-5112)FAX(0564-56-6218)

①訪問系各サービスの支給状況について(8月時点)

最多支給時間は8月の1カ月。平均時間は1カ月あたりでご記入ください。

	支給者数(人)	最多支給時間数(時間)	平均支給時間数(時間)
居宅介護	19	61	18
重度訪問介護	0	0	0
行動援護	0	0	0
同行援護	2	5	5

②地域生活支援事業の移動支援

支給者数(68)人 最多支給時間数(56)時間 平均支給時間数(5.94)時間

③訪問系サービスの支給基準 ()あり ()なし

④計画相談支援の8月利用実績 (25)人

2014年度中の完全実施の見込み ()あり ()なし

計画相談支援実施上の問題点があればご記入ください

県外の施設入所者について、相談支援事業所の人数の受け入れに余裕がないため、相談支援事業所とサービス利用契約を断られる状況である。

⑤障害支援区分の二次判定変更率について(8月時点) (0)%

障害程度区分の二次判定変更率について(2013年度) (4)%

⑥障害福祉サービスと介護保険サービスの適用関係について

1)介護保険適用時の障害者本人の「利用意向・状況」聴き取り調査について

()行っている ⇒(具体的に:申請時に利用サービスの希望を聞き取る)

()行っていない

2)障害福祉サービス固有のものと認められるものの判断について、「障害者自立支援法に基づく自立支援給付と介護保険制度との適用関係等について」1-(2)-②-イに例示されたサービスに限定しているか。

()限定している

()独自で判断している ⇒(具体的に)

3)65歳間近の方の障害福祉サービス(居宅系)支給決定期間について

()65歳誕生日の前々日までを障害福祉サービス支給期間としている。

()65歳到達後数カ月余裕を持たせている。⇒()月

()その他 ⇒(具体的に)

4)要介護認定申請が遅れた場合の対応について

()65歳到達時点ですべての障害福祉サービスを打ち切る

()要介護認定申請の勧奨を行い、要介護認定結果がでるまで障害福祉サービスを支給する。

()その他 ⇒(具体的に)

⑦通院時の院内介助について ()認めている ()認めていない

⑧入院時のヘルパー派遣について ()認めている ()認めていない

7. 健診事業

担当課(健康課)電話(0564-62-8158)FAX(0564-62-8217)

※2014年度の実施状況をご記入ください。

①実施方式・各方式での自己負担金と毎年受診の可否

健診(検診)の種類	実施方式	個別方式		集団方式		前年度受診率	
		自己負担	毎年受診	自己負担	毎年受診		
特定健診	個別・集団		可・不可	0円	可・不可	52.1	
がん検診	胃がん	個別・集団	可・不可	1,000円	可・不可	27.5	
	大腸がん	個別・集団	可・不可	400円	可・不可	42.3	
	肺がん	個別・集団		0円	可・不可	65.4	
	子宮がん	個別・集団	1,200円	可・不可	800円	可・不可	43.1
	乳がん	超音波	個別・集団	可・不可		可・不可	
		マンモグラフィ	個別・集団	可・不可	1,000円	可・不可	34.6
	前立腺がん	個別・集団		可・不可	500円	可・不可	30.2
歯周疾患	個別・集団	0円	可・不可		可・不可	10.2	

- ②乳がん検診(マンモグラフィ)時の視触診について
実施している 実施していない
- ③40歳未満の住民を対象にした特定健診に準じた一般健康診査について
実施している → 健診内容 特定健診と同じ 特定健診とは異なる
実施していない
- ④歯周疾患検診の対象年齢・回数
節目年齢に限定せず毎年受けられる 40・50・60・70歳の年に受けられる
その他()

8. 任意予防接種の助成 担当課(健康課)電話(0564-62-8158)FAX(0564-62-8217)

①助成を実施または予定している自治体のみご記入ください。

ワクチンの種類	対 象	助成額 (1回)	自己負担 (1回)	助成開始または 開始予定年月
成人用肺炎球菌	年度末年齢 65 歳以上の方	6,787 円	2,000 円	H26. 8. 1
おたふくかぜ		円	円	
ロタウイルス		円	円	
B型肝炎ウイルス		円	円	

②成人用肺炎球菌ワクチン助成について、10月からの国の定期接種化では、年度ごとに5歳刻みで対象となるため、人によっては助成対象となる年度が4年後となりますが、市町村独自助成との調整はどのようにされる予定ですか。

H26. 8. 1 から年度末年齢 65 歳以上の方で、過去の接種から 5 年以上経過していれば任意接種の対象として、自己負担金 2,000 円で接種をうけることができる。ただし、町民税非課税、生活保護の方は無料とする。

【3】国または愛知県に対して既に意見書・要望書を提出している項目と提出年月日を教えてください。

※2013年9月以降の提出分をご記入ください。

	意見書・要望書の種類	提出年月日
国	①消費税率引き上げ・増税反対に関する意見書・要望書	年 月 日
	②「最低保障年金制度」の創設を求める意見書・要望書	年 月 日
	③介護保険の改善を求める意見書・要望書	年 月 日
	④子どもの医療費無料制度の創設などを求める意見書・要望書	年 月 日
	⑤医療制度改善を求める意見書・要望書	年 月 日
	⑥介護・福祉労働者の処遇改善を求める意見書・要望書	年 月 日
	⑦生活保護引き下げに反対する意見書・要望書	年 月 日
県	①福祉医療制度存続・拡充に関する意見書・要望書	年 月 日
	②福祉給付金のひとり暮らし非課税者に関する意見書・要望書	年 月 日
	③精神障がい者の医療費助成制度を求める意見書・要望書	年 月 日

【4】次の資料(各1部)の添付をお願いします。

- ①アンケート【1】2の①の「滞納整理マニュアル」
- ②介護保険に関する条例・要綱(昨年と同じ場合は結構です)
- ③アンケート【2】1の⑭の「たまり場助成」の条例・要綱(昨年と同じ場合は結構です)
- ④アンケート【2】1の⑮の「障がい者控除の申請」に関する広報の写し・案内文書
- ⑤就学援助に関する父母向けの案内文書(昨年と同じ場合は結構です)
- ⑥国保保険料(税)減免事由別の適用件数・金額一覧(2013年度)
- ⑦国保一部負担金の減免に関する条例・要綱(昨年と同じ場合は結構です)
- ⑧アンケート【3】に関する国または県に提出した意見書・要望書の写し(2013年9月以降の提出分)

☆ご協力ありがとうございました